

首魁等勸字議其ノ後ノ状況左記ノ通り  
記

一 勞働者側

(1) 爭議團體ニ於テハ豫定ノ如ク日本ナ業黨瀧野川又部  
ノ応援ヲ求メ八月廿五日辰時下町六川町等  
ニ於テ爭議批判演説會開催 總弁臨時約ニ五ノ為  
の一ツツリ方附近住氏)ニシテ松田忠次郎ノ島松  
十四名ノ弁士ハ何レモ資本家ヲ痛罵シ爭議ヲ有利  
展開セシムハク附近住氏ノ同情ニ新ハ相違無事ヲ  
ケタルカ言論ノ中止三月アリタルノミニシテ午後十  
時十五分散會セリ  
(2) 爭議團體ニ於テハハ  
ハ加  
知

シラ本島ゴム工場職工並社長任定附近ノ一家ハ配布  
セリ

二 會社側

會社ニ於テハ會社解散ノ意圖ノ下ニ爭議ニ参加セサ  
ル職工ヲシテ工場内諸整理ヲ為シツ、アルカ爭議團  
體ノ態度意外ニ強硬ニシテ會社解散ヲ断行スルニ退  
職手當其ノ位ノ向題ハ依然トシテ残存スルヲ以テ之  
等ニ關スル職業職工軍ノ意思ヲ確メ違々要アルニ月  
株主山中茂利ヲシテ爭議團體ト交渉セシムレコト  
セリ

三 交渉状況

此會社側ノ中込ニシヨリ九月廿五日午後五時トシテ會社